

分別収集計画(第11期)

鶴岡市

令和7年6月

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	1
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	1
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	2
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	2
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	3
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	3
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	3

1 計画策定の意義

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、排出される一般廃棄物のうち相当量を占める容器包装廃棄物を分別収集し、**地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し**、最終処分量の削減を図る目的で住民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかに**することにより**、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画による**容器包装廃棄物の3R推進によって、ごみの減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。**

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① すべての関係者が一体となった**取組による環境負荷の低減**
- ② **環境学習の推進**
- ③ **ごみの減量と資源化の推進**

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、**全ての**容器包装廃棄物を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	4,100 t	4,050 t	4,010 t	3,960 t	3,910 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の**促進を図るため、鶴岡市一般廃棄物処理基本計画及び実施計画に基づき方策を推進する。**なお、実施に当たっては住民・事業者・再生事業者等並びに行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力して連携を図るものとする。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

鶴岡市リサイクルプラザの**受入体制**及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集を実施する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、鶴岡市の収集体制、**選別施設等**を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	びん・缶
主としてアルミニウム製の容器	
主としてガラス製の容器（無色、茶色、その他の色）	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
ペットボトル以外のプラスチック製の容器包装	プラスチック製容器包装類

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	100 t									
主としてアルミ製の容器	170 t		170 t		170 t		170 t		160 t	
無色のガラス製容器	(合計) 170 t		(合計) 170 t		(合計) 170 t		(合計) 170 t		(合計) 160 t	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	170 t	t	160 t	t						
茶色のガラス製容器	(合計) 250 t		(合計) 240 t		(合計) 240 t		(合計) 240 t		(合計) 230 t	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	250 t	t	240 t	t	240 t	t	240 t	t	230 t	t
その他のガラス製容器	(合計) 90 t									
	(引渡)量	(独自処理)量								
	90 t	t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	6 t		6 t		6 t		6 t		6 t	
主として段ボール製の容器	720 t		710 t		710 t		700 t		680 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3 t									
	(引渡)量	(独自処理)量								
	t	3 t	t	3 t	t	3 t	t	3 t	t	3 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 340 t		(合計) 340 t		(合計) 330 t		(合計) 330 t		(合計) 320 t	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	t	340 t	t	340 t	t	330 t	t	330 t	t	320 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 480 t		(合計) 470 t		(合計) 470 t		(合計) 460 t		(合計) 450 t	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	480 t	t	470 t	t	470 t	t	460 t	t	450 t	t
(うち白色トレイ)	(合計) t									
	(引渡)量	(独自処理)量								
	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
113,256 人	111,945 人	110,635 人	109,325 人	108,015 人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
△ 2.086 %	△ 1.158 %	△ 1.170 %	△ 1.184 %	△ 1.198 %

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

市(委託)は、「スチール製容器・アルミ製容器、ガラスびん、ペットボトル及びプラスチック容器包装類」を定期的に分別収集し、鶴岡市リサイクルプラザにおいて受入れ、再商品化に必要な処理を実施する。また、紙類の拠点回収を実施する。

町内会・子供会などの住民団体等は、「金属類・リターナブルびん・紙製容器・段ボール」の集団資源回収及び拠点回収を行い、民間業者において処理を実施する。

スーパーマーケット等の販売店では、主に「飲料用紙製容器、白色発砲スチロール製食品トレイ」の店頭回収を行い、民間業者において処理を実施する。

なお、分別収集の実施主体等は、次表のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階	
金属	スチール製容器	びん・缶	市の定期収集 住民団体等の集団回収 スーパー店頭回収	鶴岡市 民間業者	
	アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器				
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	住民団体等の集団回収 スーパー店頭回収 市クリーンセンター施設 内回収	鶴岡市 民間業者	
	段ボール	段ボール			住民団体等集団回収 市クリーンセンター施設 内回収
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市の定期収集	鶴岡市	
	白色発砲スチロール 製食品トレイ	白色トレイ	スーパー店頭回収	民間業者	
	その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック 製容器包装類	市の定期収集	鶴岡市	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

びん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装類については、鶴岡市リサイクルプラザで選別、圧縮(梱包)・保管しており、この施設を十分に利活用していく。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

住民や事業者の意見・要望等を施策に反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくために、住民、事業者、行政がそれぞれの責任において協力し合うとともに、3Rの重要性を改めて確認し合い、分別収集体制の強化を図る。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	4,102 t	4,055 t	4,007 t	3,960 t	3,913 t

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第5号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	100 t									
主としてアルミ製の容器	170 t		170 t		170 t		170 t		160 t	
無色のガラス製容器	(合計) 170 t		(合計) 170 t		(合計) 170 t		(合計) 170 t		(合計) 160 t	
	(引渡) 170 t	(独自) t	(引渡) 160 t	(独自) t						
茶色のガラス製容器	(合計) 250 t		(合計) 240 t		(合計) 240 t		(合計) 240 t		(合計) 230 t	
	(引渡) 250 t	(独自) t	(引渡) 240 t	(独自) t	(引渡) 240 t	(独自) t	(引渡) 240 t	(独自) t	(引渡) 230 t	(独自) t
その他のガラス製容器	(合計) 90 t									
	(引渡) 90 t	(独自) t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	6 t		6 t		6 t		6 t		6 t	
主として段ボール製の容器	720 t		710 t		710 t		700 t		680 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3 t									
	(引渡) t	(独自) 3 t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 340 t		(合計) 340 t		(合計) 330 t		(合計) 330 t		(合計) 320 t	
	(引渡) t	(独自) 340 t	(引渡) t	(独自) 340 t	(引渡) t	(独自) 330 t	(引渡) t	(独自) 330 t	(引渡) t	(独自) 320 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 480 t		(合計) 470 t		(合計) 470 t		(合計) 460 t		(合計) 450 t	
	(引渡) 480 t	(独自) t	(引渡) 470 t	(独自) t	(引渡) 470 t	(独自) t	(引渡) 460 t	(独自) t	(引渡) 450 t	(独自) t
(うち白色トレイ)	(合計) t									
	(引渡) t	(独自) t								

○令和6年度の容器包装廃棄物の排出量

単位:トン

年度	人口 (R7.3.31)	容器包装算定対象廃棄物量																					
		市が収集運搬又は直接搬入するごみ															市が関与する集団回収、拠点回収等による排出抑制・再利用ごみ						
		可燃ごみ 可燃ごみ中 に含まれる 紙製容器 包装類 4%	びん缶							金属ガラスその他 金属ガラス その他に 含まれる びん缶 16%	PETプラ容器			ガラス製容 器(びん 類) 20.26	その他の 紙製容器 包装(雑紙 中の容器 類) (3.17)	白色トレイ -	段ボール 745.16	飲料用紙 製容器(紙 パック) 6.14	金属類中 の容器類 (8.97)				
			65%	びん			缶		35%		37%	63%	59%							41%	1.22		
		無色 35%	茶色 46%	その他 19%	35%	スチール 37%	アルミ 63%		プラ容器 59%	ペットボトル 41%	段ボール												
鶴岡市	115,669	33,255.20	(1,330.21)	1,024.63	(666.84)	(233.27)	(305.51)	(128.06)	(357.79)	(132.54)	(225.25)	652.97	(104.48)	945.57	(553.60)	(391.97)	1.22	20.26	(3.17)	-	745.16	6.14	(8.97)
①三川町	6,972	2,746.84	(109.87)	48.21	(31.38)	(10.98)	(14.37)	(6.03)	(16.83)	(6.24)	(10.60)	27.70	(4.43)	48.94	(28.65)	(20.29)	-	-	-	-	-	-	-
割合 ①/②	5.7%	7.6%	-	4.5%	-	-	-	-	-	-	-	4.1%	-	4.9%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②総計	122,641	36,002.04	(1,440.08)	1,072.84	(698.22)	(244.24)	(319.89)	(134.08)	(374.62)	(138.77)	(235.85)	680.67	(108.91)	994.51	(582.26)	(412.25)	1.22	-	-	-	-	-	-
容器包装廃棄物の排出量(容リ法第8条第2項第1号)																							
鶴岡市(t/年)	-	1,330.21	1,024.63	-	-	-	-	-	-	-	-	-	104.48	945.57	-	-	1.22	20.26	3.17	-	745.16	6.14	8.97
原単位換算(kg/人・年)	-	11.50	8.86	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.90	8.17	-	-	0.01	0.18	0.03	-	6.44	0.05	0.08

○各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

単位:トン

年度	鶴岡市人 口予測 (人)	容器包装 廃棄物の 排出量	可燃ごみ中 に含まれる 紙製容器 包装類	びん缶									金属ガラス その他に 含まれる びん缶	PETプラ容 器			段ボール	ガラス製容 器(びん 類)	その他の 紙製容器 包装	白色トレイ	段ボール	飲料用紙 製容器(紙 パック)	金属類中 の容器類
8	113,256	4,102.38	-	1,302.46	1,003.25	-	-	-	-	-	-	-	102.30	925.84	-	-	1.19	19.84	3.10	-	729.61	6.01	8.78
9	111,945	4,054.89	-	1,287.38	991.64	-	-	-	-	-	-	-	101.11	915.13	-	-	1.18	19.61	3.06	-	721.16	5.94	8.68
10	110,635	4,007.44	-	1,272.32	980.04	-	-	-	-	-	-	-	99.93	904.42	-	-	1.17	19.38	3.03	-	712.73	5.87	8.58
11	109,325	3,959.99	-	1,257.25	968.43	-	-	-	-	-	-	-	98.75	893.71	-	-	1.15	19.15	2.99	-	704.29	5.80	8.48
12	108,015	3,912.54	-	1,242.19	956.83	-	-	-	-	-	-	-	97.56	883.00	-	-	1.14	18.92	2.96	-	695.85	5.73	8.37
13	105,435	3,819.09	-	1,212.52	933.97	-	-	-	-	-	-	-	95.23	861.91	-	-	1.11	18.47	2.89	-	679.23	5.59	8.17

○令和6年度の分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量(法8条2項5号)

単位:トン

年度	人口(R7.3.31)	分別基準適合物等(容リ法第8条第2項第4号)																
		リサイクルプラザからの資源化物										市が関与する集団回収、拠点回収等による排出抑制・再利用ごみ						
		特定分別基準適合物					容リ法第2条第6項で規定する主務省令に定めるもの					特定分別基準適合物			容リ法第2条第6項で規定する主務省令に定めるもの			
		カレット(無色)	カレット(茶色)	カレット(その他)	プラ容器	ペットボトル	スチール缶プレス	アルミ缶プレス	段ボール	ガラス製容器(びん類)	その他の紙製容器包装	白色トレイ	段ボール	飲料用紙製容器(紙パック)	金属類中の容器類			
													スチール缶 37%	アルミ缶 63%				
3	鶴岡市	115,669	178.15	233.32	97.80	496.61	351.61	101.22	172.03	1.68	20.26	(3.17)	-	745.16	6.14	(8.97)	(3.32)	(5.65)
	三川町	-	8.38	10.98	4.60	25.70	18.20	4.76	8.09	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	総計	-	186.53	244.30	102.40	522.31	369.81	105.98	180.12	1.68	-	-	-	-	-	-	-	-
	原単位換算(kg/人・年【鶴岡市】)	-	1.54	2.02	0.85	4.29	3.04	0.88	1.49	0.01	0.18	0.03	-	6.44	0.05	0.08	0.03	0.05
割合		0.65	0.35	0.46	0.19	0.59	0.41	0.37	0.63									

○各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

単位:トン

年度	鶴岡市人口予測	見込み量合計	カレット(無色)	カレット(茶色)	カレット(その他)	プラ容器	ペットボトル	スチール缶プレス	アルミ缶プレス	段ボール	ガラス製容器(びん類【茶	その他の紙製容器包装	白色トレイ	段ボール	飲料用紙製容器(紙パック)	金属類中の容器類		
																スチール缶 37%	アルミ缶 63%	
8	113,256	2,365.69	174.43	228.45	95.76	486.25	344.28	99.11	168.44	1.64	19.84	3.10	-	729.61	6.01	8.78	3.25	5.53
9	111,945	2,338.31	172.41	225.81	94.65	480.62	340.29	97.96	166.49	1.63	19.61	3.06	-	721.16	5.94	8.68	3.22	5.46
10	110,635	2,310.94	170.39	223.17	93.54	474.99	336.31	96.81	164.54	1.61	19.38	3.03	-	712.73	5.87	8.58	3.18	5.40
11	109,325	2,283.58	168.38	220.53	92.43	469.37	332.33	95.67	162.59	1.59	19.15	2.99	-	704.29	5.80	8.48	3.14	5.34
12	108,015	2,256.22	166.36	217.88	91.33	463.75	328.34	94.52	160.64	1.57	18.92	2.96	-	695.85	5.73	8.37	3.10	5.27
13	105,435	2,202.33	162.39	212.68	89.15	452.67	320.50	92.26	156.81	1.53	18.47	2.89	-	679.23	5.59	8.17	3.03	5.15

○各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法8条2項5号)

単位:トン

年度	主としてスチール製の容器	主としてアルミ製の容器	無色のガラス製容器		茶色のガラス製容器		その他のガラス製容器		飲料用紙製容器	段ボール	その他の紙製容器包装		ペットボトル		プラスチック製の容器包装			
			合計		合計		合計				合計		合計		うち白色トレイ			
			引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理			引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理	引渡	独自処理
			100%		100%		100%				100%		100%		100%		100%	
8	102.36	173.97	174.43		248.29		95.76		6.01	731.26	3.10		344.28		486.25			
			174.43		248.29		95.76					3.10		344.28	486.25			
9	101.17	171.95	172.41		245.42		94.65		5.94	722.79	3.06		340.29		480.62			
			172.41		245.42		94.65					3.06		340.29	480.62			
10	99.99	169.94	170.39		242.54		93.54		5.87	714.33	3.03		336.31		474.99			
			170.39		242.54		93.54					3.03		336.31	474.99			
11	98.81	167.93	168.38		239.67		92.43		5.80	705.87	2.96		332.33		469.37			
			168.38		239.67		92.43					2.96		332.33	469.37			
12	97.62	165.92	166.36		236.80		91.33		5.73	697.42	2.96		328.34		463.75			
			166.36		236.80		91.33					2.96		328.34	463.75			
13	95.29	161.95	162.39		231.14		89.15		5.59	680.76	2.89		320.50		452.67			
			162.39		231.14		89.15					2.89		320.50	452.67			

令和6年度集団資源回収実績

令和7年3月31日現在
(古紙類、金属類:kg びん類:本)

	1期	2期	3期	4期	計
新聞紙	323,735	183,185	226,052	126,784	859,756
雑誌	210,724	114,077	126,037	71,011	521,849
段ボール	258,064	175,441	186,710	103,090	723,305
飲料用パック	2,230	1,405	1,640	705	5,980
雑紙	5,516	3,340	4,000	2,977	15,833
紙類計	800,269	477,448	544,439	304,567	2,126,723

金属類	5,495	4,301	5,618	2,522	17,936
-----	-------	-------	-------	-------	--------

1. 8リットル ビール 他	5,675 4,104 81	2,727 2,603 62	3,462 2,630 65	2,739 1,307 95	14,603 10,644 303
びん類	9,860	5,392	6,157	4,141	25,550

※環境政策課データ

ごみ減量関係資料

※びん類の重量換算(1.8ℓ:0.9kg/本 ビール:0.65kg/本 他:0.65kg/本)

	R2	R3	R4	R5	R6
集団資源回収					
古紙類(kg)	2,657,664	2,589,497	2,552,026	2,277,983	2,126,723
金属類(kg)	22,222	21,103	20,175	17,448	17,936
びん類(kg)	35,494	28,298	24,646	22,935	20,258
びん類(本)	45,986	35,959	31,239	29,101	25,550
計(kg)	2,715,380	2,638,898	2,596,847	2,318,366	2,164,917
拠点回収					
古紙類(kg)	73,360	69,826	77,100	68,138	71,138
内訳					
新聞紙	24,850	21,580	21,600	15,660	13,935
雑誌	26,290	25,120	29,230	26,220	35,165
段ボール	21,860	22,670	25,720	26,060	21,850
飲料用パック	195	236	192	165	155
雑紙	165	220	358	33	33
金属類(kg)	0	0	0	0	0
びん類(kg)	0	0	0	0	0
びん類(本)	0	0	0	0	0
計(kg)	73,360	69,826	77,100	68,138	71,138
資源回収計(kg)	2,788,740	2,708,724	2,673,947	2,386,504	2,236,055

※環境政策課データ

鶴岡市人口予測

鶴岡市	人口	人口予測	対前年(人)	対前年(%)	備考
2025 R7.3.31		115,669			
R7	7年度	114,566			国勢調査
2026 R8.3.31	(8年度)	113,256	△ 2,413	△ 2.086	
2027 R9.3.31	(9年度)	111,945	△ 1,311	△ 1.158	
2028 R10.3.31	(10年度)	110,635	△ 1,310	△ 1.170	
2029 R11.3.31	(11年度)	109,325	△ 1,310	△ 1.184	
2030 R12.3.31	(12年度)	108,015	△ 1,310	△ 1.198	
R12	12年度	106,703			国勢調査
2031 R13.3.31	(13年度)	105,435	△ 2,580	△ 2.389	
2032 R14.3.31	(14年度)	104,167	△ 1,268	△ 1.203	
2033 R15.3.31	(15年度)	102,899	△ 1,268	△ 1.217	
2034 R16.3.31	(16年度)	101,631	△ 1,268	△ 1.232	
2035 R17.3.31	(17年度)	100,363	△ 1,268	△ 1.248	
R17	17年度	99,090			国勢調査

〇市が関与する集団回収、拠点回収等の実績(6年度)

単位:トン

ガラス製容器(びん類)	その他の紙製容器包装		白色トレイ	段ボール	飲料用紙製容器(紙パック)	金属類	
	雑紙中の容器類	20%				金属類中の容器類	50%
20.26	15.83	(3.17)	-	745.16	6.14	17.94	(8.97)

〇容器包装廃棄物の排出量の見込み量算出に当たっての考え方

・紙製容器包装類… 分別収集してないため可燃ごみ中に含まれるものとし、環境省が行った一般廃棄物の組成調査結果の人口規模の近いもの(前回同様4%)の比率に基づき混入量を算出

・金属ガラスその他(青袋)に含まれるびん缶の混入量… ごみ組成分析結果の割合(H22~R1実施平均:15.9%)に基づき混入量を算出

・可燃ごみ中に含まれるプラスチック製容器包装類(プラ製品)の混入量… 算定しない

・容器包装廃棄物の排出量は、種別毎の一人当たりの年間排出量を算出し、予測人口に乗じて排出量を算出する。

〇分別基準適合物等の見込み量算出に当たっての考え方

・分別基準適合物量(資源化物量)は三川町分も含まれているため、搬入割合を係数として各々算出する。

・分別基準適合物等の見込み量は、種別毎の一人当たりの年間排出量を算出し、予測人口に乗じて分別基準適合物量を算出する。
・ガラス製容器… 「容リ協」へ全量引き渡し

・ペットボトル… 全量独自処理

・プラスチック製容器包装類… 「容リ協」へ全量引き渡し

〇市が関与する集団回収、拠点回収等による排出量算出に当たっての考え方

・人口予測… 令和2年国勢調査における予測数値、2025年(令和7年):114,566人、2030年(令和12年):106,703人、2035年(令和17年):99,090人を基礎に各年度人口を推計。
・資源回収において回収される金属類のうち、容器類の割合を50%と仮定する。

・資源回収において回収される金属類中の容器の割合… プラザからの資源化割合と同様にスチール製容器40%、とアルミ製容器60%とする。
・資源回収において回収されるその他の紙製容器包装… 雑紙に含まれ、その割合を20%と仮定する。

・白色トレイ… プラスチック製容器包装類として収集・処理しているが、その混入割合については把握していない。また、市が関与する集団回収、拠点回収等は実施していない。